

# 千曲市犯罪被害者等支援条例

## 逐条解説

令和 5 年 4 月 1 日

千曲市

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。)に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めることにより、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【解説】

この条例の基本的認識及び目的を明らかにしています。

誰もが、ある日突然犯罪に遭うかもしれません。犯罪被害者等は生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるなど直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や配慮に欠けた言動により、精神的な苦痛を負うなど、二次被害に苦しめられることもあります。

このような状況の下、国では「犯罪被害者等基本法」が平成 16 年に制定され、地方公共団体は犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有することが明記されました。また、令和 4 年 3 月には「長野県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

本条例は、関係機関等と連携を図り、より実効性のある支援に繋がるよう、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づいて、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減、生活の再建及び権利利益の保護」を図ることにより、「市民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」を目的に制定しています。

## 【参考】

### ○犯罪被害者等基本法

#### (目的)

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

### ○長野県犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、居住し、勤務し、又は在学する者及び市内において事業又は活動を行う者をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

【解説】

この条例における用語の意義を説明するものです。

- (1)「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第1項に基づき、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」としております。  
「犯罪」とは、殺人、放火、傷害等、刑法その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為をいいます。  
「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいい、ストーカー行為、DV、虐待、性暴力等をいいます。
- (2)「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」と同様にしており、犯罪被害者本人だけでなくその家族や遺族を含みます。
- (3)「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるように支援するための取組みをいいます。
- (4)「市民等」とは、本市の住民基本台帳に記録されている方、本市に居住している方、本市で働く方、市内の学校に通う児童、生徒及び学生、市内で事業又は活動を行う法人や個人をいいます。

(5)「二次被害」とは、直接的な犯罪等による被害に起因する被害であり、行政機関等の態度、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、マスコミ等の取材・報道、周囲の噂等により、犯罪被害者等の尊厳が傷つけられるような深刻な被害をいいます。

(6)「関係機関等」とは、国、長野県、長野県警察、その他の地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体等をいいます。

#### 【参考】

○犯罪被害者等基本法

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

【解説】

基本理念は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を示しています。

犯罪被害者等は被害直後から身体的、精神的な苦痛のみだけでなく、日常生活を送ることが困難な状況になる等、様々な不利益を被り、尊厳を奪われてしまいます。

犯罪被害者等が尊厳を取り戻すこと、そのための処遇を保障されることは犯罪被害者等の権利であり、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を取り戻すまで、必要な支援を途切れることなく行い、また、関係機関等と相互の連携、協力をしながら実施することを基本理念としています。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携及び協力しなければならない。

**【解説】**

犯罪被害者等の支援における市の責務を定めています。

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市だけでは成しえないことから、国、長野県、長野県警察、その他の地方公共団体、犯罪被害者等早期援助団体等との連携及び協力して犯罪被害者等が受けた被害の早期回復を図っていきます。

**【参考】**

○犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

犯罪被害者等の支援における市民等の役割を定めています。

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、地域の人々の協力が不可欠です。犯罪被害者等は犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や偏見によって二次被害を受ける場合もあることから、市だけでなく、市民等にも犯罪被害者等への支援について理解を深めていただくことが重要となります。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

○長野県犯罪被害者等支援条例

(県民の役割)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

#### 【解説】

犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供等を行い、総合相談窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談及び情報の提供をすることとしています。

犯罪被害者等への配慮として、健康福祉部 人権・男女共同参画課に総合相談窓口を設置し、有資格者を配置して対応します。

また、国、長野県、長野県警察、長野犯罪被害者支援センター等、関係機関との連絡調整の窓口となり、犯罪被害者等が必要としている各種支援制度の情報の提供及び助言を行います。

#### 【参考】

○犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

○長野県犯罪被害者等支援条例

(相談及び情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。



(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むために、市が必要な支援を行うことを定めています。

多くの犯罪被害等は犯罪等による身体的・精神的な被害等により、生活が一変し、事件以前のような日常生活を営むことができなくなる場合があります。犯罪被害者等への支援に当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況を正しく把握した上で、個々の事情に応じた市の制度を活用し、関係機関等と連携を図ることが重要です。

**【参考】**

○長野県犯罪被害者等支援条例

(日常生活の支援)

第14条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等が居住の安定を図るために、市が必要な支援を行うことを定めています。

犯罪被害者等基本法第 16 条の規定を踏まえ、犯罪被害者等がこれまで住んでいた住居に住み続けることが困難になった場合に、市営住宅に入居できるよう配慮します。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

○長野県犯罪被害者等支援条例

(居住の安定)

第 16 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、県営住宅(県営住宅等に関する条例(昭和 35 年長野県条例第 33 号)第 2 条に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金の給付に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供等による支援を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等が一時的に経済的な困窮に直面した場合の経済的な負担の軽減を図るために、市が見舞金を給付することを定めています。

犯罪被害者等への経済的支援としては、国の「犯罪被害等給付金制度」がありますが、給付までに時間を要するため、犯罪被害直後における支援が迅速なものとは言えない状況です。

このため、犯罪被害直後のできるだけ早い時期に、経済的・精神的な打撃の緩和を図るため、見舞金を使途は限定せずに給付します。

また、長野県の「犯罪被害者等見舞金給付制度」と併せて給付を受けることができ、被害の早期回復及び軽減、生活の再建につながるよう支援します。

見舞金の給付についての詳細は、別途要綱で定めることとします。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

○長野県犯罪被害者等支援条例

(経済的負担の軽減)

第 18 条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第 10 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発活動を行うものとする。

【解説】

犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、市の犯罪被害者等支援に係る市民等の理解の増進を図ることを定めています。

犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築くためには、市民等が犯罪被害者等支援について理解を深めていくことが重要です。そのために市では、広報紙やホームページ、SNS を活用した広報、啓発活動の取組みを行います。

【参考】

○犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

○長野県犯罪被害者等支援条例

(県民の理解の増進)

第 21 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援の制限)

第 11 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、又はその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

【解説】

適正な犯罪被害者等の支援を実施するため、その対象とならないものについて定めています。

犯罪被害者等が自らの重大な過失により犯罪行為を誘発したときや、それに帰すべき行為があったとき、千曲市暴力団排除条例(平成 24 年千曲市条例第 2 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、もしくは関与する等密接な関係を有する者であったとき、そのほか社会通念上適切でない認められるときは、支援を行わない場合があります。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が別に定めることを定めています。